

(第2回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 3年 6月 11日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル23階
業務の名称	2020年度設計基準等改定に関する資料作成業務
業務場所	阪神高速道路(株)の指定する場所
業務種別	(その他)
業務概要	打合せ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式 部分安全係数法適用に向けたトンネル関係基準の改訂資料作成・・・・1式 部分安全係数法適用に向けた橋梁関係基準の改訂資料作成・・・・・・1式 舗装設計基準の改訂資料作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式 付属構造物標準図集の改訂・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式 BIM/CIM導入・推進に向けての関係基準等整理・・・・・・・・・・・・1式 文書管理の効率化に向けた技術基準等整理・・・・・・・・・・・・・・1式 通知文書の体系化整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1式 既設鋼床版疲労対策マニュアルの改訂資料作成・・・・・・・・・・・・1式 PC桁埋設ジョイント要領の改訂に係る資料作成・・・・・・・・・・・・1式 業務関係共通仕様書の改定に係る資料作成・・・・・・・・・・・・・・1式
業務期間(自)	令和 2年 10月 31日
業務期間(至)	令和 3年 6月 19日
契約金額	50,578,000 円
変更金額	9,537,000 円 減
変更後の契約金額	41,041,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

2020年度設計基準等改定に関する資料作成業務 第2回変更

4. 業務内容

4-1 部分安全係数法適用に向けたトンネル関係基準の改定資料作成 【削除】

当初、別途実施している業務の検討成果を基礎資料として、これを基に課題の抽出及び整理を行い、改定資料を作成することを想定していたが、別途実施業務において追加検討などが発生し、業務期間が延期された。これにより、本業務期間内での当該作業は実施不可能と判断して削除する。

4-3 舗装設計基準の改定資料作成 【変更】

小粒径ポーラスアスファルト混合物の本格適用に向けた整理や、改定項目の整理を実施し改定範囲が大きいことから、改定内容について委員会審議を必要とすることから、委員会審議用の資料を急ぎ実施する必要性が生じたため、本業務に追加する。また、委員会審議を経て、社内意見照会を実施することとし、本業務期間内では照会とそれに対する対応整理が完了しないため、意見照会結果の整理を削除する。

	(元設計)		(変更)
意見照会結果の整理	1式	→	0
説明用資料(PPT)作成	0	→	20枚

4-4 付属構造物標準図集の改訂 【変更】

テレビ支柱標準図の作成にあたって、社内での調整に時間を要していることにより本業務期間内に終わらないことがわかった。そのため、テレビ支柱標準図作成および修正、意見照会結果の整理及び対応を削除する。

また、本業務を含むこれまでの改訂作業において保留となっている未改訂事項について整理を実施する必要性が生じたため、本業務に追加する。

	(元設計)		(変更)
テレビ支柱標準図作成	3枚	→	0
テレビ支柱標準図修正	1枚	→	0
遮音壁標準図作成	6枚	→	0
意見照会結果の整理及び対応	1式	→	0
今回の改訂項目及び過去の未改訂内容の整理	0	→	1式
<p>4-9 既設鋼床版疲労対策マニュアルの改訂資料作成 【変更】</p> <p>マニュアル改訂検討について、現場部門からの設計施工に係る情報の収集と内容の精査に想定外に時間を要し、社内での改訂案の意見照会とその対応が本業務期間内に終わらないことがわかった。このため本業務から意見照会結果の整理と意見への対応を削除する。</p>			
	(元設計)		(変更)
意見照会結果の整理及び対応	1式	→	0
以上			